

国保税と納付金等との関係

【資料3】

【需要額】

	ア納付金	イ保健事業費等	ウ総需要額	エその他繰入	ア～エ計	オ賦課すべき額
医療分	1,291,535,452	91,844,000	1,383,379,452	-230,000,000	1,153,379,452	1,226,999,417
後期分	461,815,567	0	461,815,567	-50,000,000	411,815,567	438,101,667
介護分	175,490,252	0	175,490,252	-20,000,000	155,490,252	165,415,162
計	1,928,841,271	91,844,000	2,020,685,271	-300,000,000	1,720,685,271	1,830,516,246

※予定収納率（94％）を考慮

【収入額】

	A 賦課すべき額 (軽減前) ※ 1	国民健康保険税		一般会計繰入金（基盤安定）		
		調定見込 ※ 2	B 収納見込	C 保険税軽減分	D 保険者支援分	B～D 計
医療分	1,226,999,417	1,079,937,172	1,015,140,942	93,217,800	67,463,296	1,175,822,038
後期分	438,101,667	384,068,866	361,024,734	39,326,259	23,992,589	424,343,582
介護分	165,415,162	146,332,611	137,552,654	13,397,686	8,197,675	159,148,015
計	1,830,516,246	1,610,338,649	1,513,718,330	145,941,745	99,653,560	1,759,313,635

※予定収納率94％

予定収納率	0.94
-------	------

・ Dの保険者支援分（軽減対象者数に応じて、1人あたり平均保険料（税額）の一定割合が補填される）を考慮し、Aよりも少ない額を按分する税率設定をした。

・ 予定収納率を大幅に下回らない限り必要な財源は確保可能

※ 1 低所得者の均等割を軽減する前の額

※ 2 実際に被保険者に賦課する額